

新潟市民病院庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 2 号

新潟市民病院庁舎管理規程の一部を改正する規程

新潟市民病院庁舎管理規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「高度先進医療センター長」の次に「 入院管理支援センター長」を加える。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。